

# 自己株取得の会計

田 中 恒 夫

〈目 次〉 1 自己株取得の法制度 1

(1) わが国商法の規定

- 1 序 論
- 2 商法の自己株式規定
- 3 自己株式の利益消却
  - A 定時総会決議方式
  - B 取締役会決議方式
- 4 ストックオプション
  - A 自己株式方式
  - B 新株引受権方式
- 5 配当規制

(2) アメリカの会社法

- 1 アメリカの資本金制度
- 2 自己株取得の法制度
- 2 自己株式の会計
  - (1) アメリカの自己株式の会計
    - 1 自己株式の会計
    - 2 ストックオプションの会計
  - (2) イギリスのストックオプション
  - (3) わが国の自己株式の会計

- 1 自己株式の消却の会計
- 2 自己株式保有の会計
  - A 商法規則
  - B 会計原則
- 3 結 語

## 1 自己株取得の法制度

### (1) わが国商法の規定

#### 1 序 論

わが国商法は、債権者保護の見地から資本制度を定めており、このような観点からの資本充実の原則に反する自己株式の取得は、原則として禁ずる立場をとってきた。しかし、資本市場の効率化と活性化、ROE 改善による株式の魅力の向上等をねらいとして自己株消却制度が導入され、また、インセンティブ報酬制度としてストックオプション制度も議員立法により成立した。

このように自己株式取得制度が着々進行している一方で、それに対応する会計の側においてとまどいがみられる。<sup>(1)</sup>

本稿では、こうした自己株式をめぐる最近の動向につき会計面から考察しようとするものである。

#### 2 商法の自己株式規定

商法の自己株式取得規定を見る前に、わが商法が資本制度をどのように定めているかを概観しておこう。

前節でもふれたように、商法は、有限責任制度をとる株式会社では、会社債権者にとって債権のあてにできるのは会社財産だけであって、そのように財産が確保されるように定められたのが資本制度である。その資本充実が求められ、資本の払込み、利益の配当などについてこの原則からの制約がなされている。わが国商法は、資本金を、発行済株式の発行価額の総額、すなわち、発行済株式の発行価額に発行株式数を乗じた額としている（商 284 の 2 ①）。そして例外として、発行価額の二分の一を超えない額（額面株式については券面額を超える部分に限る）を資本に組み入れないことができる（払込剰余

金) 扱いとされている。また、資本の減少についても債権者保護の観点から厳格な手続が要求されている(商375以下)。また、準備金(商288~289)、剩余金について規定している(計算規35②)。

そして商法は自己株式取得を原則として禁止している(商210①)。この禁止の理由として、次のような理由があげられている。<sup>(3)</sup>

①資本充実維持の原則に反する。すなわち、自己株式取得は株金の払戻しと同様の効果をもたらすので、これを禁止して会社財産を確保する。②相場操縦や内部者取引に利用されないようにする。③経営者が自分の地位を守るために自己株取得がなされることを防止する。④一部株主にのみ譲渡の機会を与える株主平等の原則に反する。

この自己株式取得禁止の例外として次のものが定められている。

- (1) 株式の消却のため(商210、一)。これは、減資のため及び原始定款又は総株主の同意にもとづく定款による株式消却のための自己株式取得。これにより取得された株式は遅滞なく失効手続をすることとされる(商211)。
- (2) 合併又は他の会社の営業全部の譲受による時(商210、二)。
- (3) 会社の権利の実行に当たりその目的を達する為必要なる時(商210、三)。
- (4) 株主の買取請求権(端株、営業譲渡、株式譲渡制限、合併承認、株式会社から有限会社への組織変更)に応じるため(商210、四)。
- (5) 譲渡制限会社の先買権者に会社を指定した場合(商210、五)。
- (6) 譲渡制限会社の相続人からの自社株取得(商210の3)。株式を相続により取得した相続人から、相続の開始後1年内に買受けることを認めている。この場合に取得できる株式の数は、(5)と併せて発行済株式の五分の一を超えることができない。

以上(2)~(6)により取得した自己株式は、相当の時期に処分すべきこととされている(商211)。

商法が自己株式取得を認めているものには上記の他に自己株式の利益消却

及びストックオプション制度があるが、これらは節を改めてみてゆこう。

### 3 自己株式の利益消却

わが国では、前節にみたように自己株式取得を原則禁止としているが、経済界からは、米国のように自己株式取得ができるようになり要望がなされてきており、そうした規制緩和の一環として、自己株式の利益消却およびストックオプションが導入された。そこで本節では、自己株式の利益消却からみてゆこう。

自己株式の利益消却については、定時株主総会で決議する方式（商212の2）と、取締役会決議のみで出来る方式（消却特例法）の二方法が定められている。

その内容に入る前に、自己株式を消却する意義については、ROE の改善による投資対象としての株式の魅力の向上、株式市場のタイト化、株式持合解消の受皿等、資本市場の効率化と活性化に大きな効果をもたらす。また、余剰資金のある成熟産業から資金需要旺盛な新規企業への資金のパイプ役となるなど経済構造改革にも効果が期待できる、<sup>(4)</sup>とされる。しかし、経営財務論の見地からは、①企業の株主への利益分配方法の一手段としての機能、②資本構成をコントロール手段として、③経営者が経営姿勢を市場に伝えるシグナリング効果（余剰資金の還元、自社株の割安評価）、<sup>(5)</sup>といった機能が本質的なものと考えられる。

#### A 定時総会決議方式

この方式は、商法第212条の2に定められているものであり、内容を要約すれば次のようになろう。

- ①定時総会決議 定時総会の決議を以て株式を買受けて消却することができる（商212の2①）。この方式が利益処分的性質を有することから定時総会の決議を要件としていると考えられる。

②対象会社及び決議方式 すべての株式会社が対象とされているが、公開会社とそれ以外の会社とで決議の方式が次のように異なっている。

(イ)上場会社、店頭登録会社…普通決議（商 212 の 2 ①）

(ロ)上記以外の会社…特別決議（商 212 の 2 ④、210 の 2 ⑦）このような会社の株主は、自己を売主に加えるべきことを請求することができる（商 210 の 2 ⑨）。

③総会決議の内容 決議後最初の決算期の定時総会の終了時までに買受けるべき自己株式の①種類、②総数、③取得価額の総額（商 212 の 2 ②、210 の 2 ②一）についてなされることは必要であり、さらに④買受けるべき株式が上場会社等以外の株式である時はその売主（商 210 の 2 ②二）についてなされることは必要である。

④数量規制 この総会決議方式では取得できる株式数に制限がなされていない。この点が次の取締役会決議方式と異なる。これは、取得した自己株式が遅滞なく消却されてしまい（商 211）自己株式の保有及び処分に伴う弊害がないからとされる。

⑤目的規制 この方式では、何のためにするか、という制限も設けられていない。このことから、本節の最初の消却の意義に述べたさまざまな用途に自由に利用できることとなる。

⑥財源規制 自己株式を取得できる限度額について資本維持の原則から次のような制約を設けている。

(イ)買受け株式の取得価額限度額 これは配当可能限度額から定時総会で利益より配当し、もしくは支払うものと定め、または資本に組み入れた額を控除した額（商 212 の 2 ③）としている。

このことは

配当可能利益 > 利益処分額 + 自己株式取得総額

ということであり、自己株取得分だけ利益配当額が減少することとなる。

(ロ)期末の財産状態の予測による制約 上の買受け枠内であっても、次の

定時総会終結の時まで、どのようにいつ取得するかは取締役会に委ねられている。また、総会時点で配当可能利益があっても急に財政状態が悪化し、自己株式を取得すると期末に配当可能利益がなくなるおそれがある時は、自己株式は取得できない（商212の2⑤）。

もし自己株式を取得して配当可能利益がマイナスになった時は、取締役が損害賠償責任を負う（商212の2⑥）。その額の計算を示せば次のようにある。

責任を負う場合：純資産額 < 配当可能利益（商290①）－保有自己株式時価（ストックオプションのための株式、先買権指定による株式、相続人からの株式）

#### 責任額

$$\begin{array}{l} \textcircled{a} \text{ 差額} = \text{純資産額} - \text{配当可能利益} \\ \text{右のいずれか少ない額} \leftarrow \\ \textcircled{b} \text{ この規定により取得した自己株式の} \\ \text{ 取得価額の総額} \end{array}$$

⑦買受期間 株式消却のための自己株式を取得をすることができる期間は、決議後最初の決算期に関する定時総会の終結の時までとされる（商212の2④、210の2⑥）。

⑧自己株式の取得方法 これは次のようになっている。

上場株式・店頭登録株式…取引所取引（上場株）か店頭取引（店頭株），  
又は、公開買付に限る。（商212の2④、210の2⑩）

上場・店頭以外の株式…相対取引（商212の2④、210の2⑨）

⑨株式の消却 会社は、自己株式をいったん取得して（商210一）、遅滞なく株式失効の手続をとる（商211）こととされている。

⑩株式消却の効果 この利益消却の結果として発行済株式総数は減少するが、資本の額は減少しない。この方法は利益を財源とするので配当可能利益は株式取得価額の総額だけ減少する。

## B 取締役会決議方式

この方式は、従来の定時総会決議による自己株式の利益消却方式では、年度途中で株価の急落などといった経済情勢の変化等に応じて機動的・弾力的に自己株式を取得することができなかつたので、従来の方式に加えて、一定の要件の下で取締役会決議に基づいて自己株式の取得・消却ができるよう特別立法「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」が平成9年6月1日から施行された。そこでその内容を要約すれば次のようである。

- ①定款による定め 取締役会の決議で自己株式の取得・消却ができるよう定款に定めがあることが要件とされる（消特3①）。この定款の定めには、取締役会決議で買受けて消却できる株式の総数を定めることが必要である（消特3②）。定款を変更するには総会の特別決議が必要である（商343）。
- ②対象会社 この特例は公開会社（上場会社又は店頭登録会社）に限られている（消特3①）。資本市場の効率化と活性化のための特例ということから公開会社にのみ認められている。
- ③取締役会決議の内容 取締役会の決議では、取得する株式の種類、数及び取得価額の総額を定めなければならない（消特3④）。
- ④数量規制 買受け消却できる株式総数は、発行済株式総数の十分の一以内とされる（消特3③）。定時総会方式ではこの制約がない。
- ⑤目的規制 この方式では、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認める時（消特3①）、という条件がつけられている。この意味は、金利、為替、株価等の経済情勢、会社の業績等に定時総会の時点では予見していなかった変化が生じ、次期定時総会まで待っていては有利な条件で自己株式を取得して、これを消却する機会を逸するといった状況をいうとされる。<sup>(6)</sup>
- ⑥財源規制 自己株式の取得できる限度額について次のような制約がつけられている。

(イ)買受け株式の取得価額限度額 この金額は、次式で計算した額とされる（消特3⑤、7②）。

(中間配当限度額－中間配当額－消特法による自己株取得価額総額) × 1/2まで

(ロ)期末の財産状態の予測による制約 取締役会の決議があっても期末に配当可能利益がなくなるおそれがある時は自己株式を取得できず、自己株式の取得により配当可能利益にマイナスが出た時は取締役が損害賠償責任を負う（消特7①）のは、総会決議方式と同じである。

⑦買受期間 この取締役会決議により買受けることができる期間は、その決議後最初の決算期に関する定時総会終結の時までとされる（消特3⑥）。

⑧自己株式の取得方法 この方式は公開会社に限られるので、上場株式は取引所取引、店頭株式については店頭取引、又は公開買付に限られる（消特4）。

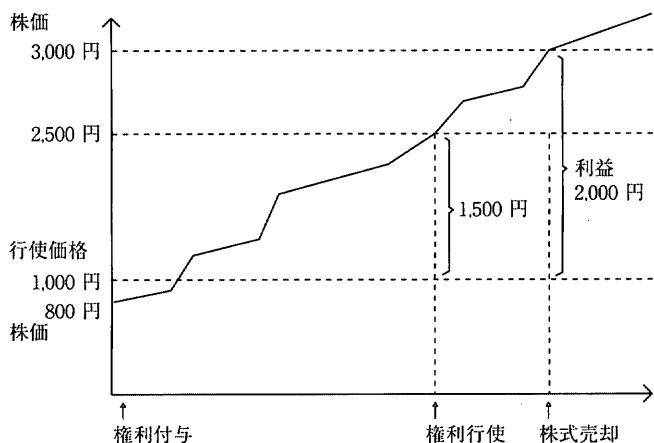
⑨株式の消却 遅滞なく失効手続きを行う（消特5①）。

⑩定時総会への報告 この決議により株式を買受けた時は、決議後最初の決算期に関する定時総会において、買受理由、買受株式の種類、総数、取得価額の総額並に失効手続きした旨を報告するものとされる（消特5）。

このように、自己株式の利益消却については、二つの方法が用意されたので、定款による授權会社については両方式の併用が可能となり、機動的な利用が期待されているといえよう。

#### 4 ストックオプション

平成9年5月の議員立法でわが国でも本格的なストックオプションの導入の法制度が準備された。そこでは、自己株式方式と新株引受権方式が用意されており、自己株式の会計が問題となってくる。そこで、まず新制度の概要をながめてみることにしよう。



ここで、ストックオプション制度とは、会社が取締役・従業員に対し、予め定められた価格で将来において自社の株式を購入することができる権利を与えるものである。これにより会社の業績向上が株価の上昇につながり取締役、従業員がその権利行使により所得の増加が期待され、このような業績運動報酬形態として業績向上へのインセンティブ効果が期待され、ひいては、株主の利益と取締役・従業員の利益の一一致により株主重視の経営が期待されているといえよう。いま、後の議論のために簡単なストックオプションの概念図を上に示しておこう。

#### A 自己株式方式

この方式では、取締役又は使用人にストックオプションを与え、その権利行使時に供与すべき株式を事前に会社が自己株式として取得保有しておく方式であり、平成9年6月1日より施行され、その要件は次のようである。

- ①定時総会決議 取締役又は使用人に自己株式を譲渡するためには、定期総会の決議が要件とされる（商210の2②）。
- ②対象会社及び決議方式 すべての株式会社が対象であるが、公開会社

とそれ以外の会社で決議の方式が次のように異なっている。この点は前述の利益消却と同じである。

(イ)上場会社・店頭登録会社……普通決議（商210の2②）

(ロ)上記会社以外の会社……特別決議（商210の2⑦）。このような会社の株主は、自己を売主に加えるべきことを請求できる（商210の2⑨）。

③総会決議の内容 決議後最初の決算期の定時総会の終了時までに買受けるべき自己株式の①種類、②総数、③取得価額の総額、④買受けるべき株式が上場会社等以外の株式である時はその売主（商210の2②一、二）、⑤ストックオプションのために自己株式を取得する時は、(イ)株式を譲渡する取締役又は使用人の氏名、(ロ)その者に譲渡すべき株式の種類、数及び譲渡の価額、(ハ)その権利の行使期間、(ニ)その権利の行使についての条件（商210の2②三），について決議がなされる必要がある。

④数量規制 取締役又は使用人譲渡のために取得できる自己株式の総数は、発行済株式総数の十分の一以内とされている（商210の2①）。この数量制限はストックオプションと従業員持株会のためを併せて10%以内という意味である。総会決議による自己株式の利益消却では、この数量規制がない。こうした規定の背景には資本の空洞化への配慮があるのであろう。この点は後に検討する。

⑤目的規制 取締役又は使用人に譲渡する「正当の理由ある時は」（商210の2①）、又定時総会において「譲渡することを必要とする理由を開示することを要す（同条②），としており、とくに例外的に自己株式取得を許容する理由がない場合<sup>(7)</sup>を排除している。

⑥財源規制 資本維持の原則から次のような制約を設けている。

(イ)取得価額限度額 この目的のための買受け株式の取得価額の総額は、配当可能限度額から定時総会で利益より配当し、もしくは支払うものと定め又は資本に組み入れた額を控除した額とされる（商210の2③）。

(ロ)期末の財産状態の予測による制約 上の買受け枠内であっても、期末

において配当可能利益がなくなるおそれある時は自己株取得ができるない」とされ、もし自己株を取得して配当可能利益がマイナスになった時は、取締役の損害賠償責任があるとされる（商 210 の 4①、②）。

基本的に利益消却の場合と同じ規制がなされている。

⑦買受期間 取締役又は使用人譲渡のための自己株式を取得できる期間は、決議後最初の決算期に関する定時総会終結の時までとされている（商 210 の 2⑥）。

⑧自己株式の取得方法 利益消却の場合と同様であり、次のように定められている。

上場株式・店頭登録株式……取引所取引か店頭取引、又は公開買付（商 210 の 2⑩）

上場・店頭以外の株式……相対取引（商 210 の 2⑨）

⑨権利行使期間 取締役又は使用人が株式を購入することができる期間は、それぞれ次のようになっている。

(イ)取締役又は使用人への通常の譲渡（持株会へ）……6ヶ月以内（商 211）。

(ロ)ストックオプションのための譲渡……定時総会の決議の日より 10 年以内（商 210 の 2④）。

⑩権利付与期間 ストックオプションの権利を取締役又は使用人に与えることができる期間は、決議後最初の定時総会の終結の時まで（商 210 の 2⑪）とされる。

⑪自己株式の処分 前記⑨の権利行使期間内に譲渡されなかった自己株式については相当の時期に処分することが必要とされる（商 211）。

⑫自己株方式決議不可 新株引受権方式の決議後、その決議による引受権で未行使のものがある時は、自己株式方式の決議はできない（商 210 の 2⑤）。

## B 新株引受権方式

この方式では、ストックオプションを取締役又は使用人に与えるが、その権利は新株引受権として与えるものであり、平成9年10月1日より施行されている。この方式は新株引受権の行使に伴い新株発行がなされるので、自己株式の取得という問題は発生しない。この場合には、既存株主の権利の希釈化の問題が生ずる。そこでまず制度の概要をみておこう。

- ①定款による定め 新株の引受権を与えるためには、定款に取締役又は使用人に新株引受権を付与することができる旨の定めが必要とされる（商280の19①）。定款変更には総会の特別決議が要件とされる（商343）。
- ②対象会社及び決議方式 すべての株式会社が対象とされ、その総会の決議は特別決議が必要とされる（商280の19②）。
- ③総会決議の内容 新株引受権を与えるのには、定款に定めがある場合であっても改めて株主総会の特別決議を必要としその決議では、①新株引受権を付与する取締役又は使用人の氏名、②その者に与える新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、③数、④発行価額、⑤新株引受権を行使できる期間、⑥新株引受権行使の条件、について決することを要する（商280の19②）。この方式では、定款変更及び新株引受権付与時とも総会の特別決議と厳格な要件が付され、簡単に利用しづらい制度となっているといえよう。<sup>(8)</sup> 発行価額については、額面株式について額面以上であることを除いて制限はない。
- ④数量規制 この取締役又は使用人への新株引受権の目的である株式の総数は、前の決議すでに付与された新株引受権でいまだ未発行の数と併せて、発行済株式総数の十分の一以内とされている（商280の19③）。
- ⑤目的規制 これについては自己株式方式と同様に、「正当の理由ある時は」（商280の19①）、又定時総会に於て正当の理由を開示することを要する（商280の19⑦）とされる。
- ⑥財源規制 自己株式を取得するものでなく資本維持原則にふれるとこ

ろはないところから、自己株式方式とちがってこの規制はない。

⑦新株引受権の行使期間 新株引受権を付与され行使できる期間は、総会決議の日より10年以内とされる（商280の19④）。

⑧権利付与期間 この権利は、特別決議後1年内に与えるものに限られる（商280の19⑥）。

⑨新株引受権の譲渡制限 新株引受権は譲渡できないとされる（商280の20）。

⑩新株引受権の登記 新株引受権付与の特別決議があった時は、新株引受権の行使により発行すべき株式の登記が必要とされる（商280の21）。これは、このような権利が付与されると将来株式の希釈化が生ずる可能性があり現株主に重大な関心があるので開示を求めていると考えられる。

⑪新株引受権方式決議不可 自己株式方式の決議に係る株式で未だ譲渡されない株式がある時は、新株引受権付与の決議はできないとされる（商280の19⑤）。

すなわち、わが国のストックオプション制度では、自己株式方式か新株引受権方式か二者択一であり、両方式の同時併用はできないとされているのである。これは、10%の数量規制の実効性確保のためといわれる。<sup>(8)</sup>

## 5 配当規制

商法は、資本維持の原則のもとに会社財産が資本の額を下廻る利益配当は認めない、との基本的発想のもとに配当に一定の規制を行っている。こうした規制の対象に自己株式も含まれている。そこで配当規制を次にみることとする。

### （1）利益配当

商法290条は、利益配当可能限度額を次のように規定している。

配当可能限度額 = 純資産額 -	1 資本金 2 資本準備金、利益準備金の合計額 3 その決算期に積み立てを要する利益準備金 4 繰延資産超過額 = 開業準備費、試験研究費、開発費の繰延合計額 - 前 2 号の準備金の合計額 5 次の保有自己株式合計額
	先買権指定による自己株式（商 210, 五） 取締役又は使用人譲渡のための自己株式（商 210 の 2 ①） 相続人から取得した自己株式（商 210 の 3 ①）

いま、利益準備金は利益の処分として支出する金額の 10 分の 1 以上を資本の 4 分の 1 に達するまで積み立てを要する（商 288）とされているので、上の限度額の算式は、繰延資産限度超過額がない場合と、ある場合に分けて示せば次のようである。

#### ◎ 繰延資産超過額がないか法定準備金より少ない場合

$$\text{配当可能限度額} = \{\text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{法定準備金} + \text{配当以外の利益処分による支出予定額} \times \frac{11}{10} + \text{特定保有株式})\} \times \frac{10}{11}$$

#### ◎ 繰延資産超過額がある場合

$$\text{配当可能限度額} = \text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{配当以外の利益処分による支出予定額} + \text{前記繰延資産合計額} + \text{特定保有株式})$$

これらの算式に示されるように、上記に定められている特定の保有株式は、配当の計算上は資産とみない扱いとされている。

#### (2) 中間配当

中間配当に関して商法 293 の 5 は次のように規定している。

- 中間配当可能限度額 = 純資産額 -
- 1 資本金、法定準備金の合計額
  - 2 最終決算期で積み立てた利益準備金、  
と中間配当時に積み立てを要する利益  
準備金の合計額
  - 3 繰延資産超過額 = 前期末の開業準備費、  
試験研究費、開発費の繰延合計額 - 前  
2号の準備金の合計額
  - 4 次の保有自己株式合計額
    - 先買権指定による自己株式（商210五）
    - 取締役又は使用人譲渡のための自己株  
式（商210の2①）
    - 相続人から取得した自己株式（商210  
の3①）
  - 5 最終決算期で定めた配当金、取締役賞  
与、資本組入額及び取締役又は使用人  
譲渡のため買受くべき株式の取得価額  
総額、株式の利益消却のため買受くべ  
き株式の取得価額総額の合計額

いま、繰延資産超過額がない場合とある場合に分けて示せば次のようにある。

◎繰延資産超過額がないか、法定準備金より少ない場合

$$\text{中間配当可能限度額} = \{\text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{法定準備金} + \text{前期利益準備金積立  
額} + \text{特定保有株式} + \text{前期配当金賞与})\} \times \frac{10}{11}$$

◎繰延資産超過額がある場合

$$\text{中間配当可能限度額} = \text{純資産額} - (\text{資本金} + \text{前期繰延資産合計額} + \text{特定保有株  
式} + \text{前期配当、賞与})$$

以上のように配当規制が行なわれているが、利益消却及びストックオプションの財源規制をまとめて示せば次のようになろう。

#### 利益消却

##### 定時総会方式

取得価額限度額=配当可能限度額－前期総会による配当金、賞与、資本組入額

##### 取締役会方式

取得価額限度額=(中間配当限度額－中間配当額－消取法による自己株取得  
価額総額)× $\frac{1}{2}$

#### ストックオプション

##### 自己株式方式

取得価額限度額=配当可能限度額－前期総会による配当金、賞与、資本組入額

##### 新株引受権方式

この制限なし

## (2) アメリカの会社法

### 1 アメリカの資本金制度

アメリカの会社法は、各州ごとに定められており、アメリカ法律家協会(American Bar Association)が定めた模範事業会社法(Model Business Corporation Act)が各州の会社法改正の際の模範として定められている。現在会社設立に際して最も広く利用されているのがデラウェア州会社法でありカリフォルニア州会社法及びニューヨーク州会社法がこれに次ぐといわれる。<sup>(9)</sup>そこでこれらの法律では資本金及び配当をどのように定めているかを考察する。

まず模範事業会社法(以下模範法という)では、株式とは、会社の所有者部分が分割された単位を意味する(同法1. 4021)<sup>(10)</sup>とし割合的単位であることを示している。そして定款には授権株式の総数の記載が求められる(同法

2. 02(a)(2)) が、株金額の記載が求められず、法律上の資本金 (stated capital) は廃止されている。同法のもとで利益配当を制限するための資本金は全く考慮されず、債権者保護は、会社に一定の支払能力を保たせるような配当制限をすることで実現しようとしている。

同法では、株主への配当を、自己株式の取得を含めて“分配”という形で規制している。そこで、まず同法の分配という定義をまずみてみよう。

「分配とは、株式に関して株主を受取人とする、会社による金銭又はその他の財産（ただし自己株式を除く）の直接又は間接の移転、或いは、債務の発生をいう。分配は、配当金の宣言或いは支払；株式の買い入れ、償還或いはその他の取得；債務の分配などといった形で行なわれる（同法 1. 40(6)）。」

この定義をうけて株主への分配につき次のような制限を課している。

#### 「6.40. 株主への分配

- (a) 基本定款の制限及び(c)項による限度に従って、株主に対する分配を、取締役会は決議し、会社はその分配をすることができる。
- (b) もし、取締役会が、分配（株式の買い入れ、償還、又はその他の取得以外の）を受ける資格のある株主を決定する名義書換停止日を決めない時は、取締役会が分配を決議する日が、基準日となる。
- (c) 分配を実施した後で、もし、次のような結果となる時は、分配はできない。
  - (1) 会社が、通常の営業過程で期限となる債務を支払うことができなくなるような時。
  - (2) 会社の総資産が、負債の総額と（原始定款に別に定められているのを除き）、もし会社が分配の時点で解散するとすれば、優先権がその分配を受ける株主に優先している清算優先株主を満足させるために必要とされる額、の合計額以下となるような時。
- (d) 取締役会は、(c)項に従った分配額の決定を、その状況において合理的である会計慣行および原則を基礎として作成された財務諸表、又は、その状況下で合理的である公正な評価法又はその他の方法、を基礎として

行うことができる。……」

これに対して、カリフォルニア法は、<sup>(1)</sup> 株式についての定義を、模範法と一緒に、所有者持分の分割された単位（同法 184 条）としている。また定款には会社の発行する株式の総数の記載は求められている（同法 202 条、(d)(e)）が、株式額の記載が求められず法律上の資本金はない。また、配当を、模範法と同じように“分配”という定義で自己株式の買入れ、償還とを含めて定義している（同法 166 条）。

ただ、株主への分配については次のように定めている。

#### <500 条> 株主に対する会社の分配—留保利益及び資産の要件

会社又はその子会社は、次の場合を除いて、会社の株主への分配（166 条）を行なってはならない。

- (a) 会社の直前の留保利益額が、提案された分配額以上である時；又は、
- (b) その実施直後に；

(1) 会社の資産総額（のれん、資産化された研究開発費及び繰延資産を除く）が負債額（繰延税金、繰延収益及びその他の繰延貸方項目を含めず）の  $1\frac{1}{4}$  倍に等しく；かつ

(2) 会社の流動資産が少なくとも流動負債に等しいか、或いは、もしも、前 2 年間の法人所得税及び支払利息差引前利益の平均額がその期間の支払利息の平均額より少ないとすれば、流動資産が少なくとも流動負債の  $1\frac{1}{4}$  倍に等しいこと；しかしながら、もしも資産の額の決定にあたって受け取られた資産がすみやかに現金化されない時には資産の交換によりもたらされた利益は含めるべきではない；…

#### <501条> 会社の支払不能となる分配

もしも分配をする会社又は子会社が期限となるその債務（その支払が他に適切に準備されているものを除いて）を支払うことができなくなりそうか、或いは、その結果として、そうなりそうである場合には、会社又は子会社は株主への分配（166 条）をしてはならない。

この分配の計算に当っては、GAAP に従うことを次のように定めてい

る。

<114条>一般に認められた会計原則（GAAP）に従った計算書類の作成

この編における財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表、及び、資産、負債、利益、留保利益及び類似の会計項目は、本編の特定の条文により要求される特定の会計処理を除き、その時に適用される一般に認められた会計原則（GAAP）に従い決定され作成され、それらが示そうとする事柄を一般に認められた会計原則（GAAP）に従って適正に表示している財務諸表或いは項目を意味する。明示的に別様の定めがないかぎり、本編における財務諸表は、子会社を有する会社の場合には、すべてその会社の連結財務諸表及び、その時に適用される一般に認められた会計原則（GAAP）の下でそのような連結財務諸表に含められることを要求されているような子会社の連結財務諸表を意味しており、さらに、本編のそうした会計諸項目は、すべてそのような連結財務諸表にしたがって連結される基準で決定された項目を意味する。年次報告以外の財務諸表は、権威ある会計の意見書により許されるところにより要約し、またはその他で表示されるであろう。

このような模範法あるいはカリフォルニア法は、どちらかと言えば例外とされ多くの米各州の会社法では、<sup>⑯</sup> 資本金を法定している。デラウェア会社法についてみれば、取締役会の決議で、受領する対価の一部のみを資本とすることを決定でき、発行済株式がすべて額面株式である場合には、資本とされる額は、その株式の券面総額に等しいことのみを必要とされる。会社の純資産が資本の額をこえる超過額は、<sup>⑰</sup> 剰余金となる（同法 154 条）。

利益配当は、会社の剰余金から、又はそのような剰余金がないときは配当年度もしくは前会計年度の純利益から支払うことができる（同法 170 条）。ここでは、資本の額が利益配当の制限として機能すると共に、剰余金ということで利益剰余金のみならず資本剰余金も配当源資の一部とされている。

以上本節では、模範法及びカリフォルニア法では、資本金概念が廃止されて配当制限は、支払不能基準の他に模範法では、資産総額 $\geq$ 負債総額、とい

う制限が、また、カリフォルニア法では、資産総額>負債総額× $1\frac{1}{4}$ 倍又は、流動資産≥流動負債、等といった制限が課されていること、又カリフォルニア法ではGAAPが全面的に採用され連結が基準とされていること、及びその他の各州では資本の額が定められており、それが利益配当を制限する機能をはたしていることを概観してきた。

## 2 自己株取得の法制度

アメリカでは、自己株式の取得はかなり自由に行なわれているといわれる。そこで次にその法的な枠組みをみてみよう。

まず模範法では、前節でみたように自己株式の取得を、配当と同じ持主への分配として位置づけている。従ってそこでは、資産総額が負債総額をこえるか等しくなるまでの範囲で自己株を自由に取得できることとなる。

会社は自己株式を取得することができ、そうして取得された株式は、未発行授権株式になる（同法6.31条(a)）のである。カリフォルニア法も模範法と同様に、未発行授権株式の地位に復する（同法510条(a)）とされる。すなわち、これらの規定では、発行済株式数が減少し、金庫株（treasury shares<sup>(19)</sup>）となることを認めていない。

これに対して、デラウエア法では、すべての会社は、自己の株式を購入し、償還し、受領し、取得し、その他で獲得し、所有し、保有し、売却し、貸貸し、交換し、移転し、或いは、他に処分し、質入れし、使用し、その他取引きすることができる。但し、資本が害されているか、資本が害せられる時を除く（同法160条(a)）とし、原則的に自由に取得が認められている。前に剩余金から購入或いは償還し、まだ消却されていない自己株式を転売することができる（同法160条(b)）とされる。

ニューヨーク会社法でも、会社は剩余金から自己株式を購入しあるいは償還できる（同法513条(a)<sup>(19)</sup>）とし、金庫株式の消却、再売却等についても規定している（同法515条）。

このようにアメリカの会社法は、自己株式の取得・保有・処分を剩余金の

範囲内で幅広く認めているのである。

このような米国における自己株式取得の目的は、①株価を高めて企業買収を防止するため、②余剰資金の投資運用の方法として、③株主への会社財産の分配のため、又は④利益配当金の額を減らす等のため、取得され、かくて取得された自己株式は、①株主に対する配当の目的、②取締役及び使用人に対する賞与又は退職金にあてる目的、又は③企業買収の対価として使用する目的等に利用される。

## 2 自己株式の会計

### (1) アメリカの自己株式の会計

#### 1 自己株式の会計

アメリカの大多数の州では自己株式の金庫株としての保有が認められることは前節でみてきたところであるが、こうした自己株式の会計について規制しているのが ARB43 号 1B 及びその後追加改正された APB オピニオン 6 号であるので、その内容を要約してみよう。

#### ARB43 号 1B (1953 年 6 月)

5. 会社自身の普通株式の買入れと売却との差額は、利益剰余金に反映されるべきか、資本剰余金に反映されるべきであろうか？
7. あきらかに、会社の普通株式の買入れ価格と購入され消却された普通株式の表示価額との差額は、資本剰余金に反映されるべきである、という一般的合意がある。大衆の手中にある発行済普通株式の正味資産価値は、こうした株式の買入れ及び消却によって増加したり減少したりするであろうが、こうした取引は会社の資本に関連しており、会社の利益あるいは損失を生じさせるものではない、と貴委員会は信じている。貴委員会は、(a)会社自身の普通株式の買入れと消却及びその後の普通株式の発行と(b)会社自身の普通株式の買入れと再売却、との間には基本的な差

はない、とみている。

10. 従って、貴委員会が該当する取引が重要でないケースであると認めるけれども、明らかな一般原則として、そのような自己株式の取引は、利益剰余金（直接あるいは損益勘定を通して）に含められるべきとは信じない。

APB オピニオン 6 号 (1695 年 10 月)

12. 当委員会は、ARB43 号 1B に示されている会計実務に加えて、次のような会計実務が認められ、そして、それらが実務の現在の進展により一致している、と考える。

- a. 会社の株式が、事実上の消却のため（適用される法律に従ってその株式を正式に消却するという意向があると否とを問わず）に、消却されるか買い入れられている時、

- i 購入価額が額面額あるいは表示価額をこえる超過額は、資本剰余金と利益剰余金に配分するのがよいであろう。資本剰余金に配分される超過額の割合は、(a)以前の消却及び同じ発行の金庫株の売却純額からなるすべての資本剰余金、及び(b)払込剰余金、利益剰余金の任意の振替額、株式配当の資本化額等の資本剰余金の比例部分、の総額に制限されるべきである。この目的のためには、完全に消却された（正式に又は事実上）発行に適用される。残存資本剰余金は、普通株式に比例的に適用されると考えられている。代りに、その超過額は、会社がそうした目的のために常に利益剰余金を資本化できるあるいは配分することができるという事実の認識で、完全に利益剰余金に賦課してもよい。

- ii 購入価額をこえる額面額あるいは表示価額の超過額は、資本剰余金に貸記さるべきである。

- b. 会社の株式が消却（正式に又は事実上）以外で取得されている時、あるいは、最終的な処分がまだ決定されていない時には、取得された株式の原価は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額からの控除と

して別個に示されるのがよい、或いは、消却された株式にふさわしい会計処理で記録されてもよい、或いは、場合によっては、ARB43号1A4に従って資産として示されるかもしれない。事実上消却されたとして以前に処理されていない金庫株の売却益は資本剰余金に貸記されるべきである。売却損は、売却あるいは同種株式の消却による前の利益がそこに含まれている限度で資本剰余金に貸記すべきで、そうでない時は利益剰余金に貸記すべきである。

13. いくつかの州法は、会社が自身の株を取得してよいという詳細を決めており、それ故会計上の取扱いも指示している。こうした要件が、12節と一致しないところでは、会計は適用される法律に従うべきである。株式取得に関連して州法が、配当支払いのため利益剰余金の利用可能性を制限している、或いは、重要な性質のその他の効果を有している時には、こうした事実は開示されなければならない。

以上をまとめてみると次のようにならう。<sup>(18)</sup>

#### (1) 消却目的のための自己株式の取得

- ① 買入価額が額面額或いは表示価額をこえる時、

(設例1) 買入価額 800 円

額面額或いは表示価額 500 円

第一法 超過額を資本剰余金と利益剰余金に配分する。

表示資本 500 現金 800

資本剰余金 200

利益剰余金 100

第二法 超過額をすべて利益剰余金に賦課する。

表示資本 500 現金 800

利益剰余金 300

第三法 超過額をすべて資本剰余金に賦課する。

表示資本	500	現金	800
資本剰余金	300		

② 買入価額が額面額或いは表示価額を下回る時,

(設例 2) 買入価額 400円  
 額面額或いは表示価額 500円  
 下廻る差額はすべて資本剰余金へ貸記する。  
 表示資本 500 現金 400  
 資本剰余金 100

#### (2) 消却以外での自己株式の取得

取得株式は資本合計からの控除科目とする。

なお、模範法及びカリフォルニア法では、資本金概念が廃止されている。従って、その下での自己株式は、未発行授權株式の地位に復するので減資会計として処理をすることとなる。また、そこでは資本剰余金概念も払込資本の中に吸収されてしまうのでなくなる。以上から、上記設例 1, 2について仕訳を示してみるが、この場合額面額等はないので当初払込金額と読みかえ、その金額を 500 円として示してみよう。

(設例 1)	払込資本 500	現金 800
	留保利益 300	
(設例 2)	払込資本 500	現金 400
		払込資本 100

以上自己株式を会計上、法律上どのように扱うかをみてきたが、いずれも基本的に資本取引として資本の部の減少科目とされている、というのが結論である。

## 2 ストックオプションの会計

アメリカのストックオプションの会計は APB オピニオン 25 号（1972 年 10 月発行）により規定されていたが FAS123 号（1995 年 10 月）が出され、これに代る予定であったところ、各界から強力な反対運動がなされ、従来の 25 号と選択適用とされ、注記で 123 号によった場合の純利益及び 1 株当たり利益の開示が求められる、こととされた。従って、ここでは APB オピニオン 25 号による処理と FAS123 号による処理を例示してみよう。

### 25 号による例

#### （設例 1） 権利行使価格が、付与日の株価以上である場合

権利付与日の株価（2000 年） 1,000 ドル

権利行使価格（要払込額） 1,100 ドル

権利行使日の株価（2002 年） 1,200 ドル

権利付与日（2000 年） 仕訳なし

権利行使日（2002 年）	現金 1,100	資本金	550
	資本剰余金 550		

通常はこの例が一般的であり費用認識がないのである。

#### （設例 2） 権利行使価格が付与日の株価を下回る場合

権利付与日の株価（2000 年） 1,000 ドル

権利行使価格（要払込額） 900 ドル

権利行使日の株価（2002 年） 1,200 ドル

権利行使期間 3 年

額面 500 ドル

この場合には、報酬は、株価（\$ 1,000）と要払込額（\$ 900）との差額として認識され、行使期間にわたる費用とされる（同 25 号 23）。

## 自己株取得の会計 65

2000 年	繰延報酬 (B/S)	100	株式選択権累積額 (B/S)	100
2000 年	従業員報酬 (P/L)	33	繰延報酬 (B/S)	33
2001 年	従業員報酬 (P/L)	33	繰延報酬 (B/S)	33
2002 年	従業員報酬 (P/L)	34	繰延報酬 (B/S)	34
	現金 (B/S)	900	普通株式 (B/S)	500
	株式選択権累積額 (B/S)	100	資本剰余金 (B/S)	500

## ② FAS123 による例 (固定型ストック・オプション)

S 社 (公開会社) は次の条件で従業員にストックオプションを与えた。

①ストックオプション数	900,000
②オプション供与従業員数	3,000人 (2001年に 6 %へ変更)
③予想失権率 (年率)	3 %
④株式時価 (供与日)	\$50
⑤オプション行使価格	\$50
⑥予想オプション行使期間	6 年
（供与期間 10 年）	
⑦リスクフリー金利率	7.5%
⑧予想ボラティリティー	30%
⑨予想配当利廻り	2.5%
⑩上記④～⑨にもとづく、 オプションの公正価値	\$17.15
（ブラック・ショールズモデル）	
⑪法人税率	34%

全オプションは、 3 年後の年末に受給資格が確定する、 という前提で、 2000 年 1 月 1 日に権利を与えた時の各年度の費用及び税額の計算を示すと

次のようになる。

年度別費用及び税額の計算

年度	ストックオプション総額	年度当り費用	費用累計額	年度当り税額	繰延税累計額
2000年	\$14,087,113 (821,406 <sup>①</sup> ×\$17.15)	\$4,695,704 (14,087,113÷3)	\$4,695,704	\$1,596,539 (4,695,704×0.34)	\$1,596,539
2001年	\$12,820,071 (747,526 <sup>②</sup> ×\$17.15)	\$4,695,704 △844,694 (9,391,408-8,546,714)	\$9,391,408 \$8,546,714 <sup>③</sup> (\$844,694×0.34)	\$1,596,539 \$△287,196 (\$4,695,704×0.34)	\$3,193,078 \$2,905,882
2002年	\$12,820,071	\$4,273,357 (12,820,071÷3)	\$12,820,071	\$1,452,941 (\$4,273,357×0.34)	\$4,358,823

注①  $900,000 \times 0.97 \times 0.97 \times 0.97 = 821,406$

②  $900,000 \times 0.94 \times 0.94 \times 0.94 = 747,526$

③  $12,820,071 \times \frac{2}{3} = 8,546,714$

以上をもとに各年度の仕訳を示すと次のようになる。

(仕訳)

2000年 給与手当 (P/L)	4,695,704	払込剰余金—ストックオプ
12月31日		ション (B/S) 4,695,704
繰延税資産 (B/S)	1,596,539	繰延税費用 (P/L) 1,596,539
・当年度の税引後の給与手当の純利益への影響額	\$3,099,165	
(4,695,704-1,596,539)		

2001年◎給与手当 (P/L)	4,695,704	払込剰余金—ストックオプ
12月31日		ション (B/S) 4,695,704
繰延税資産 (B/S)	1,596,539	繰延税費用 (P/L) 1,596,539

## ◎見積り変更による仕訳

払込剰余金ーストックオプ		給与手当 (P/L)	844,694
ション (B/S)	844,694		
繰延税費用 (P/L)	287,196	繰延税資産 (B/S)	287,196
2002年◎給与手当 (P/L)	4,273,357	払込剰余金ーストックオプ	
12月31日		ション (B/S)	4,273,357
繰延税資産 (B/S)	1,452,941	繰延税費用 (P/L)	1,452,941

2002年12月31日 権利行使 (同日の株価\$70)

◎現金 (B/S)	37,376,300	普通株式 (B/S)	50,196,371
(747,526×\$50)			
払込剰余金ーストックオプ			
ション (B/S)	12,820,071		

## ◎繰延税資産の償却

繰延税費用 (P/L)	4,358,823	繰延税資産 (B/S)	4,358,823
-------------	-----------	-------------	-----------

## ◎税金費用の調整

当期末払税金 (B/S)	5,083,177	当期税金費用 (P/L)	4,358,824
(14,950,520×0.34)		払込剰余金ーストックオプ	
		ション (B/S)	724,353 <sup>(注)</sup>

$$(注) (\$70 - \$50) \times 747,526 = 14,950,520$$

$$(14,950,520 - 12,820,071) \times 0.34 = 724,353$$

この FAS123によると、オプションの公正価値 (Fair value) が費用として認識されていくこととなり、この点が多くの反対にあったのである。

## (2) イギリスのストックオプション

イギリスでは、取締役報酬開示の一環としてストックオプションに関する開示を UITF10 で次のような様式で行なうことを求めている。<sup>22</sup>

ここでの開示は、付与数、行使数、行使価格、行使日の市場価格を求めている。すなわち、ここでは、行使数と、行使価格と行使日の市場価格との差額（行使日差額）により、取締役が得た報酬が次のように計算できるような開示が求められている。

取締役名	オプション数			行使価格	行使日の 市場価格	行使開始日	行使期限				
	当期間中		期 末 93.12.31								
	付与数	行使数									
A	100	(100)	—	50P	130P	—	—				
B	100	—	100	50P	—	92.12.31	99.12.31				
—	50	—	50	120P	—	95.12.31	2.12.31				
C	200	—	(100)	100	50P	120P	92.12.31				
D	100	—	100	150P	—	94.12.31	1.12.31				
—	50	—	50	120P	—	95.12.31	2.12.31				

取締役報酬＝オプション行使数×(行使日時価－行使価格)

ここでは開示に限定されており、このオプションに関する費用計上までの会計処理は要求されていない。

### (3) わが国の自己株式の会計

#### 1 自己株式の消却の会計

自己株式の利益消却が認められているが、その会計はどのように行なうかに関しては、日本公認会計士協会会計制度委員会報告「自己株式の会計処理及び表示」（平成7年4月）に示されているのでそれをみてみよう。

まず、利益消却のために取得した自己株式は、資産としての価値を有しないため、損益計算の当期利益の次に「利益による自己株式消却額」等の名称を付して記載するものとされる。また、定時株主総会で消去すべき自己株式の総額を決議した場合には、配当が制限される剰余金の性格を明らかにするため、利益処分により株式消却積立金を設定することが望ましい実務であるとされる。<sup>23</sup> 積立金を設定し、消去した自己株式と同額を取り崩した場合の当該取崩額は、「一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの

額」に従って表示し、積立金のうち法定期限内に取得した自己株式の消却に充当した金額をこえる額は、定時株主総会における利益処分の決議にもとづき未処分利益に戻し入れる、とされる。いま設例により例示すると次のようになろう。

(設例) 当期定時株主総会で株式消却積立金を 100 設定

翌期に自己株式消却 90、株式消却積立金残10を利益処分案で取り崩し。

(当期) 利益処分案

当期未処分利益	××
利益処分額	
配当金	××
株式消却積立金	100

⋮

(翌期) 損益計算書

当期利益	150
前期繰越利益	200
株式消却積立金取崩益	90
中間配当額	100
中間配当に伴う利益準備金積立額	10
利益による自己株式消去額	90
当期未処分利益	240

⋮

利益処分案

I 当期未処分利益	240
II 任意積立金取崩高	
株式消去積立金取崩	10
合計	250

⋮

もし、積立金を設定しない時は、損益計算書末尾の「利益による自己株式消却額」のみが示されることとなる。

## 2 自己株式保有の会計

### A 商法規則

会社が自己株式を商法の規定に則り取得して保有している場合には、商法計算書類規則（平成9年5月）では、ストックオプションのために取得した株式を除く自己株式は流動資産の部に記載する（同規則12条），また、ストックオプションのために取得した自己株式は、投資等の部に記載する（同22条の2）とされる。すなわち、わが国商法の考え方は、自己株式はすべて資産である、と考えている。そして自己株式の売却損益は、通常の有価証券の売買損益と同様に扱われる。税の取扱いも商法の規定に準じて課税所得を構成するものとしている。

### B 会計原則

これに対して、企業会計原則の立場についてみれば、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和26年9月28日），第11，第12及び「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和27年6月16日）第2，在において、「会計理論上、会社が発行した株式を再取得し、これを処分することに関する取引は資本取引に属する。したがって、その取得価額と、発行価額又は額面価額との間に生ずる差損益は、資本構成における変化を意味するものにほかならないのであるから、資本金及び資本剰余金に属する勘定における増減として記録されなければならない」としたがって「その資産的性質は他の有価証券とは全く異なるものであるから、貸借対照表資産の部に計上する代りに、資本の部に控除の形式で表示せしめるよう規定する」としている。

また、連結財務諸表原則は、改訂前の注解13の3で「自己株式及び子会社が所有する親会社の株式は、資本の部から控除する形式で表示するものとする」としていた。平成9年6月6日の改訂原則注解21では「自己株式及び子会社が所有する親会社の株式は、資本に対する控除項目として資本の部

の末尾に表示するものとする」として従来の立場を踏襲している。

ただ、平成9年2月の公開草案では、売却目的の自己株式及び子会社が所有する親会社の株式は、流動資産として表示するものとする、としていた。この間に(5月)ストックオプションの制度化により金庫株としての自己株式の長期保有が認められることとなり、従来の資本の控除項目を踏襲したとされる。<sup>66</sup>

ただ、商法との調和をはかっている財務諸表規則では、現行18条で流動資産の部に記載するという、商法の資産説に従った規定を行なっている。

### 3 結語

以上、自己株式をめぐる動向を法制面及び会計処理について、主としてアメリカとの対比で検討を行なってきた。こうした考察による論点として以下のように考えられる。

#### ①債権者保護の形式基準から実質基準への転換

わが国商法は、債権者保護を名目資本を維持するという資本金維持によつてはかろうとしている。しかし、法律的な資本金が存在しても、現在の変化の激しい時代における資本金は、全く形骸化てしまっている。こうした形式による思考を離れて、新しい実質基準による債権者保護を考えるべきと考えられる。そのもとでは、資本金制度は廃止し、株式は割合的持分を示す証券と認識され、このようなもとでは、自己株式取引は一層弾力化がはかられ、配当規制も弾力化されよう。また、連結会計が商法にも導入され、株主宛の報告及び配当もすべて連結数値によることが望まれる。また、法体系と会計との関連においても、商法が細かな評価基準をおくことが、グローバル化した企業の実態を写像しきれないことは、アメリカ或いはイギリスといった先進国の経験が教えることであり、商法の計算はGAAPによる、といった包括規定を置くのみとすることが望まれる。カリフォルニア法にその範をみることができる。

## ②会計における対応

国際会計基準（IAS）が急進展をみせている。ヨーロッパ諸国が非常に熱心であり、アジア他の諸国も競って IAS を導入していっている。

経済活動がグローバル化すれば、それを写像する会計も比較可能な形で計算表示されることが望ましいことは当然であり、先進的な企業は自ら積極的に IAS 基準を採用し公表しており、<sup>24)</sup> ドイツにおいては、国際会計基準による財務報告を認める法案が成立した。FASB も IAS を積極的に支援している。こうした時代認識に立ち、会計の世界においても IAS の積極的な採用とその精神である意思決定有用情報の一層の提供に向けて努力することが望まれる。債権者保護の観点にたてば、時価会計による財政状態の開示が一層推進すべきと考えられる。金融商品のみならず土地を含めたすべての財務数値を時価で表示することが有益と考えられる。損益の表示についての調整は、現在提唱されている包括利益により行なうことが可能であろう。ゼネコン等の倒産にみられる、取得原価主義の限界は明らかと思われる。本稿に関連しては、ストックオプションの会計についてもわが国会計の見直しが急務と考えられよう。

### 〔注〕

- (1) 「連結財務諸表の見直しに関する意見書」(平成9年6月6日企業会計審議会)は、自己株式を資本の控除項目として資本の部の末尾に記載する(注解21)，としているが、同公開草案(平成9年2月7日)は、売却目的の自己株式は、流動資産として表示するものとする(同注解21)とされていた。改正前の原則は、資本の部から控除する(注解13)とされていた。
- (2) 前田庸『会社法入門』有斐閣、1997年、13頁。
- (3) 前田、前掲書、175頁。
- (4) 保岡興治「ストックオプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」商事法務、No.1458、6頁。
- (5) 仁科一彦「株主の利益——配当と自社株買取り」証券アナリストジャーナル、Vol.33、No.11、9頁。
- (6) 法務省民事局参事官室、商事法務、No.1459、14頁。

- (7) 前田, 前掲書(2), 187 頁.
- (8) 森本滋「議員立法によるストックオプション制度」商事法務, No. 1459, 5 頁.
- (9) 並木俊守・並木和夫『現代アメリカ会社法』中央経済社, 1989 年, 2 頁.
- (10) 並木俊守, 前掲書(9), "Model Business Corporation Act", 228 頁.
- (11) 北沢正啓・戸川成弘『カリフォルニア会社法』商事法務研究会, 1990年, 240 頁以下.
- (12) 並木, 前掲書(9), 89 頁.
- (13) 北沢正啓・浜田道代訳『デラウェア会社法』商事法務研究会, 1988 年, 48 頁.
- (14) 前掲書, 58 頁.
- (15) 並木, 前掲書(9), 92 頁.
- (16) 長浜洋一訳『ニューヨーク事業会社法』商事法務研究会, 1990年, 315 頁.
- (17) 並木, 前掲書(9), 93 頁.
- (18) 伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996 年, 256-259 頁参照.
- (19) 大塚成男「ストックオプションをめぐる FASB 基準設定プロセスの動搖」産業経理, 第 55 卷 3 号, 67-77 頁.
- (20) FAS, No. 123, Para 45.
- (21) FAS, No. 123, Para 289-296 の例示による.
- (22) UITF 10, Appendix, A 2.
- (23) 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 2 号「自己株式の会計処理」8.
- (24) 企業会計審議会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」第 2, 五.
- (25) 企業会計審議会「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第 11.
- (26) 伊藤正彦「親子会社間の会計処理の統一・未実現損益の消去および表示関係等」企業会計, Vol. 49, 10, 73 頁.
- (27) ドイツ銀行 (95 年), バイエル (94 年) は IAS による開示を行ってきており, 98 年 3 月に成立したドイツの資金調達促進法では IAS による開示を認めたので, 国際会計基準の普及が急進展するものと予想される.
- (28) 本稿の締切時 (98 年 2 月) に急拠金融不安解消のため「土地再評価法」及び資本準備金をもって自己株消却を認める「商法特例法改正案」が報ぜられている. その概要は次の通りである.  
「土地再評価法」では, 商法上の大企業及び信用金庫等金融機関を対象として, 土地の再評価を 2000 年まで認める. この場合にはすべての事業用土地について行うことが必要であり, その再評価分を「再評価差額金」として表示すると共にその評価方法を注記し, また, その取り崩しは, その土地を売却した場合に限られる. 「商法特例法改正案」では, 公開会社は, 定款をもって取締役会の決議に

より資本準備金で株式を買い受けて消却することができる。取締役会の決議では株式の総数及び取得価額の総額（資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の4分の1に相当する額を控除した額を限度）を定める。株式の買い受けは中間配当財源がない場合はできない。株式取得後債権者保護手続後遅滞なく株式失効手続きを要する。法施行後最初の総会までは取締役会決議のみで取得でき、その消却の承認を最初の株主総会で決議する。こちらも2000年3月末までの措置である。

前者は、再評価差額金の計上により自己資本の部の改善をはかり、銀行等の貸し滞りの解消をねらいとし、後者は、近年の過度のエクイティファイナンスにより水増れした資本準備金を消却により株価対策に利用すると共にROEの改善にもつなげる意図によるものである。